

令和7年度(2025年度)
事業計画及び予算

一般財団法人 滋賀県市町村職員互助会

令和7年度(2025年度)運営方針

- 1 ガバナンスの強化とコンプライアンス遵守を徹底し、一般財団法人として適切な法人運営に努めること。
- 2 引き続き、地方公務員としての福利厚生事業の点検・見直しに努め、適正な事業実施・運営に努めること。
- 3 会員掛金主体の事業実施と、適正かつ安定した法人運営ができるよう、引き続き、事業区分及び掛金の率等の見直しを行うこと。
- 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和。「WLB」)実現支援の一つとして、会員の「元気」、「活力」が出る互助会事業を目指し、常に、諸事業の見直しと新たな事業の検討に務めること。
- 5 市町村等職員の人財の確保と長期定着に繋がるように、魅力ある互助会事業の展開と、会員の健康経営に努めること。
- 6 これらの効率的な事業実施と、諸事業の周知徹底・情報提供、会員サービスと利便性の向上に努めること。
- 7 安定した運営を図るべく、資産の安全、かつ、効率的な運用と資産の保全に努めること。

令和7年度(2025年度)事業計画

令和7年度(2025年度)事業計画

〔一〕 基本的事項

1 互助会に属する市町村等の数、会員数及び給料月額

(1) 市町村等の数

市	町	一部事務組合	広域連合	その他の団体	計
6	6	14	1	4	31

(2) 会員数

前年度末	期 首 増 減		当年度期首	期 中 増 減		当年度末
	増加(取得)	減少(喪失)		増加(取得)	減少(喪失)	
6,235人	380人	360人	6,255人	120人	140人	6,235人

※年間平均会員数: 6,245人

(3) 標準報酬月額(平均)

前年度末(見込)	期 首	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	当年度末
372,800円	369,000円	369,000円	370,000円	371,000円	373,000円	375,000円

※年間平均標準報酬月額: 370,500円(見込)

(注) 掛金等の算出基礎となる標準報酬月額の上限を620,000円とした場合の平均標準報酬月額である。

2 掛金及び負担金

(1) 掛金及び負担金の率

	福利事業	厚生事業	法人会計	計
掛 金	2.55	0.75	—	3.30
負担金	—	0.70	2.00	2.70
計	2.55	1.45	2.00	6.00

(注1) 単位は、標準報酬月額(上限: 620,000円)に対する千分比である。

(注2) 育児休業、介護休暇及び休職による無給期間に係る月分の掛金は、免除する。

なお、育児休業期間中の掛金免除について、開始日の属する月と終了日の属する月が同一の場合(終了日が当該月の末日である場合を除く。)は、免除の対象とならなかったのを、開始日が含まれる月に14日以上育児休業を取得した場合も免除する。(令和7年4月1日施行)

(2) 掛金及び負担金の額

	前年度見込(A)	概算額①	免除額②	当年度見込(B)	比較(B)-(A)
掛 金	87,950千円	① 91,650千円	② 3,050千円	①-② 88,600千円	650千円
負担金	74,450千円	75,000千円	—	75,000千円	550千円
計	162,400千円	166,650千円	3,050千円	163,600千円	120千円

(注) ②の掛金免除者の標準報酬月額は1人あたり平均額を298,000円、1月あたり免除者数を260人で計算している。

3 互助会の役議員及び互助会に使用される者の数

(1) 役議員の数

理事(理事長及び副理事長並びに常務理事を含む。)	監 事	評 議 員
7 名	2 名	27 名

(2) 互助会に使用される者の数

5 名(うち、暫定再任用職員1名)

4 会計及び事業の区分

会 計 区 分	事 業 区 分	内 容
実施事業等会計 (公益目的事業会計)	公益事業(助成)	講演会等開催費用補助金
	公益事業(寄附)	特定寄附
その他事業会計 (収益事業等会計)	福 利 事 業	給付金等(傷病見舞金ほか全13事業)
	厚 生 事 業	家庭用常備薬等の配付ほか全9事業
法 人 会 計	—————	管理業務その他法人全般に関するもの

〔二〕 資金計画事項

(単位:千円)

	令和6年度見込額 (補正第2号)	増 減	令和7年度計画額
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入	70	△10	60
(2) 特定資産運用収入	4,000	0	4,000
(3) 掛 金 収 入	87,950	650	88,600
(4) 負 担 金 収 入	74,450	550	75,000
(5) 事 業 収 入	1,850	0	1,850
(5) 雑 収 入	130	10	140
事業活動収入合計	168,450	1,200	169,650
2. 事業活動支出			
(1) 公 益 事 業 支 出	6,260	0	6,260
(2) 福 利 事 業 支 出	100,300	△2,800	97,500
(3) 厚 生 事 業 支 出	40,500	2,800	43,300
(4) 管 理 費 支 出	80,400	△28,260	52,140
事業活動支出合計	227,460	△28,260	199,200
事業活動収支差額	△59,010	29,460	△29,550
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
(1) 特定資産取崩収入	59,445	△27,444	32,001
(2) 投資有価証券売却収入	0	0	0
投資活動収入合計	59,445	△27,444	32,001
2. 投資活動支出			
(1) 特定資産繰入支出	13,660	△7,259	6,401
(2) 固定資産取得支出	0	0	0
投資活動支出合計	13,660	△7,259	6,401
投資活動収支差額	45,785	△20,185	25,600
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入合計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出合計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	2,025	2,975	5,000
当期収支差額	△15,250	6,300	△8,950
前期繰越収支差額	155,250	△15,250	140,000
次期繰越収支差額	140,000	△8,950	131,050

[三] 事業計画事項

I 実施事業等会計

1 公益事業

公益事業は、公益目的支出計画、並びに、講演会等開催費用助成金交付規則及び寄附金の支出に関する要綱に基づき、次のとおり実施する。

(1) 講演会等開催費用助成金

互助会を組織する市町が、地域内住民を対象に地方自治の振興に寄与するための講演会若しくはその他の文化事業又は体育事業を実施したときに、当該事業等の実施に要した費用の範囲内で、市については120,000円、町については90,000円を限度に助成する。

(2) 特定寄附

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)第5条第17号に掲げる法人のうち、地域と連携し、地域政策又は地域づくり等に関する調査研究、情報収集発信、支援又はこれらの人材育成等の事業活動を実施する法人に対し寄附金を支出することとし、次の2法人にそれぞれ250万円(年額)を支出する。

- ①国立大学法人滋賀大学(産学公連携推進機構 社会連携センター)
- ②公立学校法人滋賀県立大学(地域共生センター)

II その他事業会計

1 福利事業

福利事業は、給付規則及び銀婚慶祝規則に基づき次のとおりとする。

(1) 傷病見舞金

会員が病気又は負傷(以下「疾病等」という。)により入院を伴う治療を受けたとき、若しくは、不慮の事故による特定の損傷(以下「特定損傷」という。)に伴う治療を受けたとき、当該疾病等に伴う一連の治療に係る入院の日数及び通院の回数に応じて傷病見舞金を支給する。

支給額は、5,000円に入院の日数を乗じて得た額及び3,000円に通院の回数に乗じて得た額の合計額に10,000円を加算した額(その額が10万円を超えるときは、10万円。)とする。

同一の原因により2回以上の入院をしたとき又は治療を再開したとき、前回の入院の退院日又は最終の通院日の翌日から180日以内に開始した入院又は通院は、一事由とする。

(注1) 入院とは、医師等による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため所定の病院又は診療所に入り、常に医師等の管理下で治療に専念することをいう。

[対象とならない入院]

美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術、正常な分娩、治療を伴わない人間ドック検査、自宅での治療又は通院による治療が可能であるにもかかわらず入院している場合

(注2) 不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいう。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなさない。

(注3) 特定損傷とは、骨折、関節脱臼、腱の断裂、熱傷及び永久歯の喪失とし、対象となる骨折、関節脱臼、腱の断裂、熱傷及び永久歯の喪失とは、次によって定義づけられる損傷をいう。

損 傷 名	損 傷 の 定 義
1. 骨 折	骨組織の連絡が部分的あるいは完全に離断された状態をいう。ただし、変形治癒、偽関節、病的または特発骨折を除く。
2. 関 節 脱 臼	関節面の生理的な相互関係が失われた状態をいう。ただし、先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼を除く。
3. 腱 の 断 裂	腱が断裂した状態のうち、ギプスもしくはシーネによる固定または腱形成術(腱の移植術、移行術、交換術および縫合術を含む。)を要するものをいう。ただし、疾病を原因とするものを除く。
4. 熱 傷	熱により生体の組織が損傷され、次のいずれかに該当する状態をいう。

	(1) 深達性Ⅱ度熱傷 真皮層の深部まで障害された状態(直径2cm未満を除く。) (2) Ⅲ度熱傷 皮膚全層ならびに皮下組織まで障害された状態(直径2cm未満を除く。)
5. 永久歯の喪失	歯(第三大臼歯(親しらず)、過剰歯及び乳歯を除く)の根元から全体を永久に喪失した状態(医師の判断で行われた抜歯治療により永久に喪失した状態を含む)をいう。ただし、疾病またはそしゃく行為を原因としたものを除く。

(注4) 入院を伴う治療に係る傷病見舞金の支給額の算定における通院の回数は、3回を限度とする。

(注5) 特定損傷に係る傷病見舞金の支給額の算定における通院とは、自己負担額が3,000円以上の通院に限る。

(2) 家族傷病見舞金

会員の扶養家族が病気又は負傷により入院を伴う治療を受けたとき、若しくは、不慮の事故による特定の損傷に伴う治療を受けたとき、当該疾病等に伴う一連の治療に係る入院日数及び通院回数に応じて傷病見舞金を支給する。

支給額は、5,000円に入院の日数を乗じて得た額及び3,000円に通院の回数を乗じて得た額の合計額に5,000円を加算した額(その額が10万円を超えるときは、10万円。)とする。

同一の原因により2回以上の入院をしたとき又は治療を再開したとき、前回の入院の退院日又は最終の通院日の翌日から180日以内に開始した入院又は通院は、一事由とする。

(3) 結婚祝金

会員が結婚したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入ったときを含む。)。ただし、復縁は除く。

40,000円 (過去に結婚祝金給付を受けたことがあるときは、20,000円)

(4) 出産祝金

ア 会員又は会員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が出産したとき。

30,000円

イ アに該当した場合において、同じ父母で第3子以降の子については、20,000円を加算する。

(5) 入学祝金

ア 会員の子(同居の子に限る。)が小学校に入学したとき。

20,000円

イ 会員の子(同居の子に限る。)が中学校に入学したとき。

30,000円

(6) せん別金

会員が市町村等の職員でなくなったとき。

次の各号に掲げる会員期間に応じて、当該各号に掲げる金額を支給する。

- | | |
|--------------|---------|
| ① 5年以上10年未満 | 10,000円 |
| ② 10年以上15年未満 | 20,000円 |
| ③ 15年以上20年未満 | 30,000円 |
| ④ 20年以上25年未満 | 40,000円 |
| ⑤ 25年以上30年未満 | 50,000円 |
| ⑥ 30年以上 | 60,000円 |

なお、市町村長等にあつては、市町村長としての期間1年につき2,000円、市町村長以外の特別職(教育長を含む。)としての期間1年につき1,000円を加算する。

(注) 平成24年3月31日現在会員である者に係るせん別金の支給額は、改正後のせん別金の計算方法にかかわらず、施行日前の会員期間に係る改正前のせん別金の計算方法により算出した平成24年3月31日現在のせん別金の額が60,000円以上の者にあつては当該算出額とし、当該算出額が60,000円未満の者にあつては、当該算出額と平成24年4月1日以後の会員期間の改正後のせん別金の計算方法により算出した額の合算額(当該合算額が60,000円を超えるときは60,000円とする。)とする。

(7) 会員特別給付金

- ア 満44歳以上の会員が銀婚慶祝に該当せず市町村等の職員でなくなったとき。
20,000円を限度として、会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき1,000円(特別職は2,000円)
- イ 結婚祝金及び出産祝金を受けることなく市町村等の職員でなくなったとき。
会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき1,000円(特別職は2,000円)
- ウ 会員期間が10年以上(特別職は4年以上)の者が、出産祝金を受けることなく市町村等の職員でなくなったとき(イに該当する場合を除く)。
会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき500円(特別職は1,000円)
- (注) アからウまでを支給する場合において、当該市町村等の職員でなくなった際の会員期間より前に会員期間を有するときは、会員期間を通算して支給額を算出するものとする。ただし、過去に会員特別給付金の支給事由に該当し会員特別給付金を支給されているときは、会員期間を通算して算出した額から、過去に会員特別給付金の支給事由に該当し支給された会員特別給付金の額を控除して得た額を支給することとする。

(8) 弔慰金

- 会員(資格喪失後3月以内の者を含む。)が死亡したとき。
100,000円

(9) 家族弔慰金

- ア 会員の配偶者が死亡したとき。
100,000円
- イ 会員の扶養家族(配偶者を除く。)並びに扶養家族でない同居の子及び父母が死亡したとき。
30,000円
- ウ 会員と同居のその他の家族が死亡したとき。
20,000円
- ※会員又は会員の配偶者が胎児を死体で出産したときは、同居の子が死亡したものとみなす。

(10) 非常災害見舞金

- ア 住居及び家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。
50,000円
- イ 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。
住居又は家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。
40,000円
- ウ 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。
住居又は家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。
30,000円
- エ 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。
20,000円
- オ 浸水によって平屋建ての家屋(家財を含む。)が損害を受け、その認定が困難なとき。
床上120cm以上 30,000円
床上30cm以上 20,000円

(11) 長期療養会員見舞金

会員が病気又は負傷により引き続いて30日以上勤務に服することができなかつたとき、次に掲げる療養期間に応じて、当該各号に掲げる金額を支給する。

- ① 30日以上90日未満 10,000円
② 90日以上180日未満 20,000円
③ 180日以上 30,000円

(12) 永年在会祝金

- ア 会員期間が引き続き20年に至ったとき。市町村長等特別職にあつては、8年に至ったとき。
30,000円
- イ 会員期間が引き続き30年に至ったとき。市町村長等特別職にあつては、12年に至ったとき。
50,000円
- ウ 会員期間が引き続き40年に至ったとき。市町村長等特別職にあつては、16年に至ったとき。
50,000円

(13) 銀婚慶祝

会員期間中に婚姻届出後24年を経過した者に対し、日本旅行又はJTBのギフト旅行券を記念品として贈呈し祝福する。(40,000円程度)

2 厚生事業

厚生事業は、家庭用常備薬等配付規則、ドック補助金交付規則、並びに、健康管理事業の実施に関する要綱、スポーツ事業及び文化事業の実施に関する要綱、リフレッシュ事業の実施に関する要綱、子育て支援事業の実施に関する要綱、ワーク・ライフ・バランス実現支援事業の実施に関する要綱、住宅支援事業の実施に関する要綱に基づき次のとおりとする。

(1) 家庭用常備薬等配付

会員とその家族の負傷等の応急処置に対処するため、各会員に対し3,500円を限度に家庭用常備薬等の無償配付を実施する。

なお、配付対象者は8月分納付金払込対象者で、配付(納品)時期は10月上旬とする。

(2) ドックに係る受検費用の補助(ドック補助金)

会員がドックを受検した場合に次に掲げる区分によりそれぞれ当該金額を限度に補助する。

① 日帰りドック 25,000円

② 1泊2日以上ドック 25,000円

③ 脳ドック(MRA検査又はMRI検査を含んだ脳検査を含む。)にあつては、15,000円

また、初めてドックを受検した場合(初めてドック補助金の交付申請をした場合)、上記①②③のうちいずれかの区分の金額に「5,000円」を加算する。

(3) 健康管理事業

会員の健康管理意識の向上と、市町村等職員としての長期定着に繋がる健康経営を目的とした健康管理に関する事業を実施する。

ア. インフルエンザ等予防接種

所属所(市町等)が職員に対してインフルエンザ予防接種事業を実施した場合(独自互助会等の職員団体が実施した場合を含む。)にあつて、その実績に応じて助成する。

なお、助成額は、予防接種者1人当たり1,000円相当とする。

イ. 健康づくりセミナー

会員の健康づくりを促進するため、RIZAP(ライザップ)の法人向けパッケージを活用して、健康づくりセミナーを実施する。(「肩こり腰痛予防編」又は「ウォーキング編」)

(4) スポーツ・文化事業

ア. 映画館利用補助

互助会が指定する映画館(イオンシネマ(全国80館以上)、アレックスシネマ(4館)、彦根ビバシティシネマ)の利用につき、共通前売券を会員に斡旋する。

券種	通常価格	購入価格	補助額	斡旋価格	利用制限
大人	1,800円 1,900円	1,300円 1,500円	200円 300円	1,100円 1,200円	各社合計10枚 ※会員期間1年以下の 会員は5枚
小人	1,000円 1,000円	800円 900円	100円 100円	700円 800円	

(注) 下段はアレックスシネマ。小人の取扱は、アレックスシネマとビバシティシネマのみ。

イ. 観劇・スポーツ観戦チケットの補助

互助会の指定する(各種コンサートやミュージカル等)やスポーツ観戦チケット(プロ野球観戦等)のチケットについて、価格に応じて1枚当たり2,000円を限度に補助する。

通常価格	互助会負担額(補助額)の算定基準
～5,000円	互助会負担額 ≤ 通常価格の50% - 割引(5～10%) ただし、互助会負担額は、2,000円を限度とする。
5,001円～10,000円	互助会負担額 ≤ 2,000円 - 割引(5～10%)
10,001円～	互助会負担額 = 2,000円

ウ. みんなのウォーキング

会員の交流と、生活習慣病の改善や肥満防止などの健康意識をさらに向上させることを目的として、積極的に健康維持・健康づくりに取り組もうとする会員をサポートする手段の一つとして、京都市町村職員厚生会、兵庫県市町職員互助会と合同で、WEB上で「みんなのウォーキング」を共同実施する。

なお、各市町の紹介や地域振興の一助として、歩数に応じて抽選で当たる「地域の特産品」の充実を図るとともに、3団体交流のイベント（「チャレンジ月間」、「ボーナス月間」、「ウォークラリー」等）の広域連携事業の拡充を図ること。

〔実施期間〕 通 年

〔チャレンジ月間〕 6月（6月1日～30日）、11月（11月1日～30日）の年2回

〔ボーナス月間〕 チャレンジ月間の翌月から2月間

〔ウォークラリー〕 年1回～2回

エ. 体験教室

趣味・教養に関する体験教室を実施すること。（ものづくり、アクティビティ、料理など全10教室）

<予定>

- ①ガラスフュージング（神通硝子製作所＋出鴨屋）
- ②フェイクスイーツ（ねんどぶ（株）オフィスN・K）
- ③子どもうどん（Lago 中川千佳子）
- ④陶芸（大小屋）
- ⑤ガリ版アート（新ガリ版ネットワーク）
- ⑥チョークアート（L'ABEILLE 萩原千尋）
- ⑦秋の親子キャンプ（妹背の里（公財）竜王町地域振興事業団）
- ⑧多賀そば打ち（多賀そば地域協議会）
- ⑨クリスマスの和菓子（茶菓 山川）
- ⑩バレンタインスイーツ（103*café 河合真紀）

(5) リフレッシュ事業

ア. 施設利用

契約施設（東京ディズニーリゾート等）が提供する企業団体向け福利厚生プログラム（施設利用補助プログラム）を活用すること。

契 約 施 設 名	補 助 額 (券面額)	利用制限 (1人当たり)
東京ディズニー・リゾート(TDR)	2,500円	2枚
ニ フ レ ル	500円	4枚
名 古 屋 港 水 族 館	530円	4枚
ナ ガ シ マ リ ゾ ー ト	1,300円	4枚
アンパンマンこどもミュージアム	500円	4枚
ア ク ア ・ ト ト ギ フ	540円	4枚
ひ ら か た パ ー ク	1,480円	4枚
湯 快 サ ー ビ ス	大江戸温泉物語とブランド統合により、取扱い終了	
大 江 戸 温 泉 物 語	1,000円	4枚

（注1）補助額は、大人の場合。施設により小人等の区分がある場合は、その金額に応じて補助額を設定する。

（注2）ニフレル、名古屋港水族館及びひらかたパークは、前売方式である。

（注3）会員期間が1年以下の会員は、上記利用制限の枚数の半分とする。

また、企業団体向け福利厚生プログラムのない施設等にあつては、期日限定で、団体割引等を活用してお得に利用できる企画を実施すること。（USJ、アドベンチャーワールド等）

イ. 企画旅行

会員のリフレッシュと家族サービスを目的として、企画旅行を実施すること。（年3回予定）

<補助額（旅行保険料、手数料は除く。）>

一人あたり費用 ≥ 30,000円 : 上限10,000円（家族は、上限5,000円）

一人あたり費用 < 30,000円 : 上限 5,000円（家族は、上限2,500円）

ウ. その他 (2025年日本国際博覧会(略称:大阪・関西万博)入場チケット)

2025年(令和7年)に開催される大阪・関西万博の入場チケットを斡旋し、販売時価格の一部を補助すること。(1枚あたり1,000円程度、1人あたりの枚数制限あり)

(6) 子育て支援事業

会員の子育てを支援するため、会員又は会員の配偶者が出産したとき(出産祝金給付に該当したとき)、当該出産者に育児図書を無償配付(購読)する。

[最初の1年間]

次のA又はBのいずれか(選択制)とし、希望者にCを贈呈する。(Cのみでも可)

A. 月刊『赤ちゃん！』(12冊)＋基本セット

※基本セット内容:「お誕生日号」、「お医者さんにかかるまで」、保存用ファイル

B. 月齢別育児情報誌『わくわく育児』(12冊)＋育児カレンダー(12枚)＋基本セット

※基本セット内容:『お祝いカード』、『ママ・パパあんしんブック』

C. 「きちんとかんたん離乳食」(1冊)

[2年目以降(満3歳まで)]

次のDと、希望者にEを贈呈する。(Eのみでも可)

D. 季刊『ラシタス』(年4冊)

E. 『かんたんおいしい幼児のごはん』(1冊)

(7) 研修会等参加費用補助金

参加料又はテキスト代等の費用負担が必要な研修会等に参加した場合、負担した費用の範囲内で、3,000円を限度に補助する。

(8) WLB実現支援事業

ア. 自己啓発

会員が、NHK学園の「生涯学習通信講座」を受講する場合、受講料の割引(2,000円)を受けられることとするとともに、その費用の一部を補助(5,000円)する。なお、会員の家族及び互助会会員資格喪失後3箇月の元会員が、互助会を通じて受講申込をした場合は、受講料の割引を受けられることとする。

イ. メンタルヘルス(旧メンタルカウンセラー派遣事業)

会員のメンタルヘルスを促進するため、滋賀県市町村職員共済組合と共同し、カウンセラーの派遣事業を実施する。

ウ. ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー講師派遣

仕事と子育ての両立支援のほか、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの講師を、希望する所属所(市町等)に派遣する。(働き方改革など)

[主なテーマ]

(1) 働き方改革研修～WLB・働き方改革の本質と進め方を理解しよう～

(2) アンコンシャス・バイアス研修～無意識の偏見の気づきから職場改善・自身の成長へ～

(3) ダイバーシティ時代の組織づくり

(4) 男性育休で組織は強くなる！～誰もが働きやすい職場づくりのために～

(5) 育休復帰セミナー

(6) 女性職員キャリアデザイン研修

(7) 女性管理職予備層向け研修

(8) 女性管理職予備層上司向け研修

※管理職層、中間層、若年層、全職員、女性職員、男性職員など主な対象や、研修の目的に応じて、カスタマイズ可能

(9) 住宅支援事業

ア. 住宅取得等費用割引制度

本会が提携する住宅メーカーで住宅を取得等(新築・建替、リフォーム、分譲住宅等購入)される場合、その取得等の費用の割引が適用されるとともに、新築・建替及び分譲住宅等購入にあつては本会より記念品を贈呈する。

区 分	適 用 割 引 率			記念品の額
	新築・建替	リフォーム	分譲住宅等	
住宅メーカー協議会	本体価格の 3%	見積価格の 3%	販売価格の 0.5～3%	本体価格の 0.2%程度

(株) 一条工務店	本体価格の 2%	——	——	本体価格の 0.1%程度
ヤマト住建(株)	本体価格の 4%	——	——	本体価格の 0.2%程度
桧家住宅 (日本中央住販滋賀)	本体価格の 3%	——	販売価格の 1%	本体価格の 0.2%程度

※住宅メーカー協議会:8社(住友林業、セキスイハイム、積水ハウス、ダイワハウス、パナソニックホームズ、ミサワホーム、三井ホーム、ヘーベルハウス)

※記念品は、取扱手数料(紹介料)収入より支出する。(互助会負担なし)

イ. 住宅資金融資(割引)制度

本会が提携する金融機関(滋賀銀行及び関西みらい銀行)で住宅融資を受ける場合、住宅ローン金利の優遇を受けられることとする。

ウ. その他

滋賀県教職員互助会及び滋賀県退職教職員互助会との合同企画として、住宅メーカー協議会の運営により「ハウジングセミナー&フェア」を開催する。

3 保 険 事 業

公務員賠償責任保険

地方公務員である会員が住民訴訟や民事訴訟に備え、積極的な施策展開に支障を来すことがなく安心して業務に専念できるよう、公務に起因し損害賠償請求(住民訴訟や民事訴訟など)がなされた場合に個人が負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償する公務員賠償責任保険を取り扱う。

[保険の名称]

全国地方職員福利厚生協議会「団体地方公務員賠償責任保険」

取扱代理店：(幹事代理店)アルプスカード株式会社

引受保険会社：(幹事)損害保険ジャパン株式会社

[制度の概要]

地方公共団体職員(公務員)や首長が、公務に起因して保険期間中に損害賠償請求(住民訴訟及び民事訴訟、その他の損害賠償請求)がなされた場合に、職員や首長個人が負担する法律上損害賠償金と争訟費用について保険金が支払われるもの。

①保険契約者及び加入者並びに被保険者

「全国地方職員福利厚生協議会」(以下「協議会」という。)が保険契約者となる。協議会の加入団体(本会)の構成員個人(会員)が、加入者及び被保険者となる。(保険料は加入者の個人負担)

②保険期間

令和7年(2025年)9月1日から令和8年(2026年)9月1日まで(12箇月間)

※9月1日午後4時から1年間。12月から5月までの間、1日を始期として中途加入可能(保険料は期間割)

③募 集

令和7年度(2025年度)募集は、7月から8月に実施する。(専用フォームあり、中途加入可能)

ただし、中途解約及び中途でのプラン変更の取扱いはない。

④補償内容

補償内容	被 保 険 者 1 名 あ た り 保 険 金 額			
	①損害賠償金	②争 訟 費 用	①+②	初期対応費用
	一連の損害賠償請求あたりのてん補限度額		期間中限度額	期間中限度額
5億円プラン	5億円		5億円	500万円
3億円プラン	3億円		3億円	500万円
1億円プラン	1億円		1億円	500万円
5000万円プラン	5,000万円		5,000万円	500万円
3000万円プラン	3,000万円		3,000万円	500万円

※一連の損害賠償請求:損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいう。

※期間中限度額：1年間の保険期間における保険金の支払限度額のことをいう。（損害賠償金、争訟費用を合算しての限度額）

※初期対応費用は別枠で期間中限度額500万円まで支払われる。

※第三者の生命または身体を害したことによる被害者への見舞金は、1被害者あたり3万円が限度である。

⑤年間保険料(1人あたり/保険期間1年間/一時払い)

区 分 補償プラン	職 員	町 長	市 長
5億円プラン	9,840円	—	—
3億円プラン	8,760円	—	—
1億円プラン	6,360円	99,600円	552,000円
5000万円プラン	4,800円	54,000円	306,000円
3000万円プラン	2,880円	20,400円	98,400円

(注) 職員：首長以外の特別職、管理職、一般職員などをいう。

4 その他

(1) 契約施設等

ホテル等の宿泊施設だけではなく、契約により割引や特別料金で利用できる施設等を、引き続き拡充すること。(補助なし)

(2) 互助会事業の周知

①互助会ホームページ(<https://www.shiga-ctvgojokai.jp/>)

②互助会のしおり「GO GUIDE(ゴーガイド)」

③会報紙「GO LINK(ゴーリンク)」又は「GO LINK WEB」

④公式LINEアカウントによる周知

⑤WEB通信「マイホームサポート通信」

(3) 会員の交流

所属所(市町等)を越えて会員が交流できる事業や仕組みを検討すること。

(4) 団体間の交流

他の互助会等との交流事業や合同事業の実施や交流の仕組みを検討すること。

－ 以 上 －

令和7年度(2025年度)予算

予 定 貸 借 対 照 表

予定貸借対照表内訳表

正味財産増減予算書

正味財産増減予算書内訳表

予 定 貸 借 対 照 表

令和8年(2026年)3月31日現在(推計)

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度見込額 (補正第2号)	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
普 通 預 金	38,075	42,025	△3,950	
定 期 預 金	100,000	100,000	0	
流 動 資 産 合 計	138,075	142,025	△3,950	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
基 本 財 産 信 託 金	10,000	10,000	0	
基 本 財 産 合 計	10,000	10,000	0	
(2) 特定資産				
退 職 給 付 引 当 資 産	30,130	28,230	1,900	
責 任 準 備 金 引 当 資 産	350,960	378,460	△27,500	
特 定 資 産 合 計	381,090	406,690	△25,600	
(3) その他の固定資産				
什 器 備 品	47	57	△10	
電 話 加 入 権	146	146	0	
その他の固定資産合計	193	203	△10	
固 定 資 産 合 計	391,283	416,893	△25,610	
資 産 合 計	529,358	558,918	△29,560	
II 負債の部				
1. 流動負債				
流 動 負 債 合 計	0	0	0	
2. 固定負債				
退 職 給 付 引 当 金	30,130	28,230	1,900	
責 任 準 備 金	350,960	378,460	△27,500	
固 定 負 債 合 計	381,090	406,690	△25,600	
負 債 合 計	381,090	406,690	△25,600	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄 附 金	10,000	10,000	0	
指 定 正 味 財 産 合 計	10,000	10,000	0	
(うち基本財産への充当額)	10,000	10,000	0	
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	
2. 一般正味財産	138,268	142,228	△3,960	
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	
正 味 財 産 合 計	148,268	152,228	△3,960	
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	529,358	558,918	△29,560	

予定貸借対照表内訳表

令和8年(2026年)3月31日現在(推計)

(単位:千円)

科 目	実施事業等会計	その他事業会計	法 人 会 計	内部取引 消 去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
普 通 預 金	0	23,294	14,781	0	38,075
定 期 預 金	0	80,000	20,000	0	100,000
流 動 資 産 合 計	0	103,294	34,781	0	138,075
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
基 本 財 産 信 託 金	10,000	0	0	0	10,000
基 本 財 産 合 計	10,000	0	0	0	10,000
(2) 特定資産					
退 職 給 付 引 当 資 産	0	0	30,130	0	30,130
責 任 準 備 金 引 当 資 産	0	350,960	0	0	350,960
特 定 資 産 合 計	0	350,960	30,130	0	381,090
(3) その他の固定資産					
什 器 備 品	0	0	47	0	47
電 話 加 入 権	0	0	146	0	146
その他の固定資産合計	0	0	193	0	193
固 定 資 産 合 計	10,000	350,960	30,323	0	391,283
資 産 合 計	10,000	454,254	65,104	0	529,358
II 負債の部					
1. 流動負債					
流 動 負 債 合 計	0	0	0	0	0
2. 固定負債					
退 職 給 付 引 当 金	0	0	30,130	0	30,130
責 任 準 備 金	0	350,960	0	0	350,960
固 定 負 債 合 計	0	350,960	30,130	0	381,090
負 債 合 計	0	350,960	30,130	0	381,090
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
寄 附 金	10,000	0	0	0	10,000
指 定 正 味 財 産 合 計	10,000	0	0	0	10,000
(うち基本財産への充当額)	10,000	0	0	0	10,000
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	0	103,294	34,974	0	138,268
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	0	0
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	0	0
正 味 財 産 合 計	10,000	103,294	34,974	0	148,268
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	10,000	454,254	65,104	0	529,358

正味財産増減予算書

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度見込額 (補正第2号)	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益の部				
①基本財産運用益	(60)	(70)	(△10)	
基本財産受取利息	60	70	△10	
②特定資産運用益	(4,000)	(4,000)	(0)	
特定資産受取利息	4,000	4,000	0	
③受取掛金	(88,600)	(87,950)	(650)	
受取会員掛金	88,600	87,950	650	
④受取負担金	(75,000)	(74,450)	(550)	
受取市町村等負担金	75,000	74,450	550	
⑤事業収益	(1,850)	(1,850)	(0)	
住宅支援事業収益	1,850	1,850	0	
⑥雑収益	(140)	(130)	(10)	
取扱手数料収益	100	100	0	
受取利息	15	5	10	
雑収益	25	25	0	
経常収益計	169,650	168,450	1,200	
(2) 経常費用の部				
①事業費	(119,560)	(119,260)	(300)	
[公益事業]	(6,260)	(6,260)	(0)	
講演会等開催費用助成金	1,260	1,260	0	
支払寄附金	5,000	5,000	0	
[福祉事業]	(70,000)	(72,500)	(△2,500)	
傷病見舞金	10,800	10,800	0	
家族傷病見舞金	4,500	4,500	0	
結婚祝金	5,900	5,900	0	
出産祝金	10,000	10,400	△400	
入学祝金	12,200	11,850	350	
せん別金給付費用	4,500	5,600	△1,100	
会員特別給付金	3,250	3,250	0	
弔慰金	500	700	△200	
家族弔慰金	2,500	2,700	△200	
非常災害見舞金	100	100	0	
長期療養会員見舞金	1,200	1,200	0	
永年在会祝金	10,350	11,900	△1,550	
銀婚慶祝費	4,200	3,600	600	
[厚生事業]	(43,300)	(40,500)	(2,800)	
家庭用常備薬等配付費	21,700	21,700	0	
ドック補助金	4,800	3,150	1,650	
健康管理事業費	3,000	3,000	0	
スポーツ・文化事業費	2,200	2,000	200	
リフレッシュ事業費	6,450	5,900	550	
子育て支援事業費	2,500	2,400	100	
研修会等参加費用補助金	500	500	0	

WLB実現支援事業費	1,700	1,550	150	
住宅支援事業費	450	300	150	
②管理費	(54,050)	(62,430)	(△8,380)	
給料手当	19,880	20,740	△860	
賃金	14,020	15,160	△1,140	
退職給付費用	1	1	0	
福利厚生費	1,901	8,060	△6,159	
旅費交通費	5,800	5,900	△100	
会議費	700	800	△100	
通信運搬費	300	300	0	
什器備品減価償却費	860	860	0	
消耗什器備品費	10	15	△5	
消耗品費	100	100	0	
修繕費	440	440	0	
印刷製本費	100	100	0	
賃借料	500	500	0	
光熱水料費	4,270	4,140	130	
普及託費	270	270	0	
食糧費	1,000	900	100	
租税公課	3,200	3,500	△300	
支払負担金	30	30	0	
支払利息	70	50	20	
雑費	350	350	0	
	1	1	0	
	247	213	34	
経常費用計	173,610	181,690	△8,080	
評価損益等調整前経常増減額	△3,960	△13,240	9,280	
投資有価証券評価損益等	0	0	0	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△3,960	△13,240	9,280	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益の部	0	0	0	
(2) 経常外費用の部	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△3,960	△13,240	9,280	
一般正味財産期首残高	142,228	155,468	△13,240	
一般正味財産期末残高	138,268	142,228	△3,960	
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	60	70	△10	
一般正味財産への振替額	△60	△70	10	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	10,000	10,000	0	
指定正味財産期末残高	10,000	10,000	0	
III 正味財産期末残高	148,268	152,228	△3,960	

正味財産増減予算書内訳書

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

(単位:千円)

科 目	実 施 事 業		会 計		そ の 他 事 業		業 業 共 通		法人会計	内部取引消去	合 計
	助成金	寄附金	共通	小 計	福利事業	厚生事業	共通	小 計			
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益の部											
① 基本財産運用益	60			60							60
② 特定資産運用益					3,980			3,980	20		4,000
③ 受取掛金	480			480	68,720	19,400		88,120			88,600
④ 受取負担金						18,700		18,700	56,300		75,000
⑤ 事業収益						1,850		1,850			1,850
⑥ 雑収益						100		100	15		100
経常収益									25		25
経常収益計	540	0	0	540	72,700	40,050	0	112,750	56,360	0	169,650
(2) 経常費用の部											
① 事業費	1,260	5,000		1,260 5,000							1,260 5,000
講演会等開催費用											
支 払 金											
傷病手当金					10,800			10,800			10,800
家族療養費					4,500			4,500			4,500
結婚祝い金					5,900			5,900			5,900
出産祝い金					10,000			10,000			10,000
入学祝い金					12,200			12,200			12,200
学費特別給付金					4,500			4,500			4,500
特別慰労金					3,250			3,250			3,250
慰労金					500			500			500
弔金					2,500			2,500			2,500
家族災害見舞金					100			100			100
非常災害見舞金					1,200			1,200			1,200
長期療養費					10,350			10,350			10,350
永年婚費					4,200			4,200			4,200
銀婚費											
家庭用常備薬等配付金						21,700		21,700			21,700
ドック管理費						4,800		4,800			4,800
健康事業費						3,000		3,000			3,000
スポーツ・文化事業費						2,200		2,200			2,200
子育て支援事業費						6,450		6,450			6,450
研修会等参加費用補助金						2,500		2,500			2,500
WLB実業支援費						500		500			500
住宅支援費						1,700		1,700			1,700
						450		450			450

— 19 —